

平成29年第6回東大和市議会建設環境委員会記録

平成29年9月15日（金曜日）

出席委員（6名）

委員長	根岸聡彦君	副委員長	荒幡伸一君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	関田正民君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（7名）

議長	押本修君	3番	上林真佐恵君
4番	実川圭子君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	12番	蜂須賀千雅君
21番	床鍋義博君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（6名）

副市長	小島昇公君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	ごみ対策課長	中山仁君
都市計画課長	神山尚君	土木課長	寺島由紀夫君

会議に付した案件

- (1) 第44号議案 市道路線の認定について
- (2) 29第6号陳情（仮称）3市共同資源物処理施設に関する陳情
- (3) 29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情
- (4) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時29分 開議

○委員長（根岸聡彦君） ただいまから平成29年第6回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（根岸聡彦君） 初めに、第44号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。
お諮りいたします。

本案につきましては、審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

〔現地視察〕

午前 9時30分 休憩

午前 9時57分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

本案につきましては既に本会議において、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第44号議案 市道路線の認定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休憩

午前 9時58分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（根岸聡彦君） 次に、29第6号陳情（仮称）3市共同資源物処理施設に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いただきます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 29第6号陳情（仮称）3市共同資源物処理施設に関する陳情

○委員長（根岸聡彦君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（関田正民君） 陳情の中で本事業は衛生組合のごみ処理施設の更新に必要な施設となっていることから、事業等の関係がわかる資料があればということで、前もって資料を要求していたんですが、準備ができていれば、その資料のもとに説明を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（根岸聡彦君） その資料につきましては、質疑に必要な資料ということでよろしいでしょうか。

○環境部長（松本幹夫君） ただいま御質疑のございました資料でございますが、本施設を実施する上で、必要となりますことから、準備等もございしますので、委員長の許可が得られれば提出のほうさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（根岸聡彦君） ただいま関田正民委員から申し出がありました資料配付について、これを許可いたします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

〔資料配付〕

午前10時01分 休憩

午前10時03分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境部長（松本幹男君） では、ただいま配付をさせていただきました資料について御説明いたします。

図面をごらんください。

上段の図は、現在の小平・村山・大和衛生組合の現況でございます。赤い色の枠の中が小平市からの借地を含めた現在の衛生組合の敷地となっております。衛生組合の敷地のうちごみ焼却炉の西側、旧事務所、排水処理施設と記載のある部分から西側に向かいまして、およそ6,500平方メートル、これにつきましては既に小平市からの借地となっております。

また、緑色の枠の中が小平市の敷地でございます。現在清掃事務所となっておりますのでございます。

そして、下段の図が今後のイメージ図になります。新ごみ焼却施設と新不燃・粗大ごみ処理施設は、それぞれ記載されているように配置し、敷地内におさめる計画となっております。2つの施設を敷地内におさめるためには、現況示している緑色の枠にございます小平市の用地が必要となることから、新たに小平市から約3,700平方メートルの用地を借りるものです。

下段の今後のイメージ図のとおり施設を配置するためには、次の手順で進めていくものです。

第1に、緑色の枠、小平市清掃事務所用地にあります建物を撤去し、その用地に新不燃・粗大ごみ処理施設

を建設し稼働させます。

第2といたしまして、オレンジ色で示している現行の粗大ごみ処理施設と青色で示しております3号ごみ焼却施設を撤去いたします。この時点で新不燃・粗大ごみ処理施設への更新が完了いたしまして、可燃ごみにつきましては、現況の4、5号ごみ焼却施設のみ稼働しております。

第3といたしまして、3号ごみ焼却施設の跡地に新ごみ焼却施設を建設いたします。これは4、5号ごみ焼却施設を稼働させたままの更新となります。したがって、新ごみ焼却施設は3号ごみ焼却施設の跡地という、限られた敷地での更新となるものです。新ごみ焼却施設につきましては、躯体が現行の施設と比べて大きくなってしまいます。その理由といたしましては、国の交付金の条件となります発電設備を備えることから、発電に必要となりますタービン等を設置するためのものです。用地は限られる一方で、施設の躯体は大きくなるという相反する厳しい条件を解決するためには、（仮称）3市共同資源物処理施設の整備により3市の資源化基準の統一を図り、リサイクル率を向上させ新ごみ焼却施設の規模の縮小に努める必要があります。

逆に申し上げますと、（仮称）3市共同資源物処理施設の整備ができないと、今後のイメージ図に描かれたような施設更新ができないということにつながります。このように（仮称）3市共同資源物処理施設は循環型社会の形成に加えて、新ごみ焼却施設の更新に欠かせない施設となっております。

なお、新ごみ焼却施設が稼働した後、4、5号ごみ焼却施設は撤去を行い、その跡地に事務室等を備えた管理棟を建てる計画となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） 説明が終わりました。

○委員（関田正民君） ありがとうございます。

それでは、質問を最初にさせていただきます。

陳情者は、廃棄物の安定処理を望んでおり、この事業がなくなった場合、当市が受ける影響はどんなふうなことが考えられるのか、教えていただきたいと思えます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 本事業につきましては、小平・村山・大和衛生組合議会の議決を経て進めていること、また、小平市の清掃事務用地を借用して実施する（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の更新は、生活環境影響調査の事務手続を終え、今年度中の契約を予定しております。

また、ごみ焼却施設の更新にあつては平成28年12月から3市の市民等を交えた懇談会が開催されており、来月にも（仮称）新ごみ焼却施設の案がまとまり、今後3市市民へのパブリックコメントが予定されております。このような状況から、（仮称）3市共同資源物処理施設の建設計画が進まなくなった場合は、並行して進めている2施設に影響を及ぼすことから、小平市及び武蔵村山市の信頼関係が損なわれることとなります。

組織市として信頼関係については、かつて平成22年6月に亀裂が生じ、現在の市政になってから回復したものとっております。そのようなことから、2度の信頼関係を失うことは一部事務組合の存続にかかわる異常な事態に陥ること、ごみ焼却施設の耐用年数である平成33年をもって、東大和市の可燃ごみ等は処理ができなくなるのが非常に高い確率で想定されます。

以上でございます。

○委員（関田正民君） やっぱりね、過去に信頼関係を失って非常に大きな問題が起きて、ようやくここで回復の兆しが見えてきた。そんな中で、万が一ごみ処理の行き場がなくなった場合、他市へのごみの処理を支援を依頼することになるが、そういうことは可能かどうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 多摩地区では多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱を定め、ごみ焼却施設において予測できない緊急事態、または施設のメンテナンスなどがあらかじめ計画された事態に対応するため、期限を設けて他の自治体へごみ処理の支援を求めることができるようになっております。しかし、平成22年1月に小金井市への広域支援を続けることに疑義が生じたことから、従来の緊急支援に加え、新たに相互扶助の観点による緊急避難的支援の条項を追加しております。

この相互扶助の観点による緊急避難的支援を受けるには、東京都市町村清掃協議会並びに三多摩清掃施設協議会を開催し、多摩地区全ての自治体とごみ処理施設の管理者から支援の必要性を認定してもらうことが必要となり、支援の必要性の認定を受けるには、あらかじめ支援可能な市町村長等の同意を受けておくことが必須になります。そのため広域支援体制実施要綱はあるものの、支援していただける市町村は、またはごみ処理施設が見つからない場合は、ごみ処理ができない事態となります。このことから、東大和市の場合、（仮称）3市共同資源物処理施設の受け入れをしないとすれば、他市の支援協力を得ていくことも非常に困難になるものと考えております。

以上でございます。

○委員（関田正民君） やっぱこういう資源物処理施設を受け入れなければ他市の協力も得られない、非常に困難な状況であるというような今説明だったと思います。

そこで、この陳情者の方々はこのようなことが起こらないことを願い、ごみの安定処理を望んで陳情したと思います。大変責任感の強い市民の皆様だと私自身感じております。

また、陳情理由に、住宅購入時には既に小・村・大において事業の懇談会が設けられ検討が行われたとあり、周辺住民はこのことの事業を本当に知らなかったのか。私はそうじゃないと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 平成17年11月に、小平・村山・大和衛生組合では循環型施設建設事業の推進に関する陳情を、こちらを全会一致で採択しております。この陳情の主な内容といたしましては、大きく2点ございます。

1点目として、プラスチック処理施設の建設を具体化してくださいとするものです。

2点目といたしまして、生ごみ、剪定枝、落ち葉の資源化施設について検討してくださいというものでございます。

その後、平成18年9月には組合広報紙「えんとつ」におきまして、3市共同資源化等に関する調査を進めている旨記載した広報紙を配布することで、周知のほう進めております。その後、平成19年度以降につきましても、組合広報紙「えんとつ」において適宜周知するとともに、説明会等の実施も行われております。

また、3市共同資源化の具体化を図るため、市民懇談会の委員を募集するなど、資源物処理施設と不燃粗大ごみ処理施設の検討地意見を聞くための「えんとつ座談会」、こちらのほうが衛生組合のほうにおいて実施されております。それらのことから、3市共同資源化事業、こちらのことについて知り得る機会というものは、状況としてはあったというふうに考えております。

以上です。

○委員（関田正民君） 今の説明によりますと市民懇談会、また市民の方もその懇談会の中に入ってと。また「えんとつ」において大分それも状況を説明しているというふうに私は感じました。

そして、ここは工業地域でありますことも理解した上でのやはりマンション購入とか、そういうことを考えて購入したと思いますが、どうでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 宅地建物取引業法の35条になりますけれども、宅地建物の取引業者は、売買等の相手方に対して宅地建物取引士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならないと規定されております。重要事項の中には用途地域名と制限の内容が含まれますので、マンションの購入の際、用途地域が工業地域であること、工業地域は主として工業の利便を増進するために定める地域であることは理解した上で購入しているものと考えます。

以上です。

○委員（関田正民君） 私もそういうふうに思っております。

それで、都市計画手続に問題があるのかどうか。または都市計画案に問題がある場合には、手続が中止になると思うが、都市計画手続や都市計画案に問題があったのかないのか、お聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画法上、都市計画に定める事項といたしましては、ごみ処理施設の種類、名称、位置、区域、面積の5項目でございます。簡単に申し上げますと、今回の都市計画案はごみ処理場の位置と区域を定めるものでありまして、位置と区域について都市計画上の支障があるのかないのか、そういうことが本質でございます。都市計画上の支障の有無を判断するに当たりましては、5つの要素があると考えております。

1点目は施設の必要性です。都市計画法第2条に、健康で文化的な都市生活の確保という法の基本理念が規定されておりますけれども、本施設が健康で文化的な都市施設の確保のために都市に必要な施設であるかということ。本施設はごみの再生利用を図り環境負荷を軽減させる循環型社会の構築に必要な都市施設であります。

2点目は上位計画との整合です。この施設は都市マスタープランや一般廃棄物処理基本計画などと整合しております。

3点目は本施設の区域と位置です。区域については、搬入車両の公道待機を防止するスペースや緑化の面積が確保されております。位置につきましては、工業地域であり本施設の用途に適合しております。また、搬出時のための道路として、幅員12メートルから16メートルに整備された市道に面しております。

4点目は周辺環境への配慮であります。本施設は環境影響評価法における都市計画に定める対象事業等に関する手続を要する施設ではありませんが、衛生組合が生活環境影響調査を実施しており、その結果、周辺的生活環境への影響は軽微と判断されております。

最後の5点目は法令への適合ですが、本施設は関係法令に適合しております。

以上5つの判断要素につきましては、いずれも都市計画上の支障は認められません。

また、都市計画手続につきましても、都市計画法及びまちづくり条例に基づき行っていますので、支障はございません。

なお、施設建設費などコストにつきましては、事業上考慮する必要はあると考えますけれども、本件都市計画の支障の有無を判断する際の要素ではないと考えております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 改めまして、この陳情書、29第6号陳情、また29第7号陳情を見ますと、6号陳情のほうは841名の方が署名をしてくださっている。7号陳情のほうは739名の方が署名をしてくださっているということで、我々建設環境委員会として、この署名確認すべきじゃないかと今思ったんですけれども、この点いかがでしょうか。

- 委員長（根岸聡彦君） 署名を確認するというのはどういうことでしょうか。
- 委員（荒幡伸一君） 署名書があるわけですからそれを事務局のほうではさまざま確認をしてくださって、ダブリがないとかチェックをしてくださっているわけですが、我々そこまでしないまでも、署名を見させていただいて、確認をするべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。
- 委員長（根岸聡彦君） あくまでも署名というのは署名をした方、自発的にされたものというふうに判断をしております。数も非常に多いということで、市民の方々が非常に関心が高いということも言えると思います。特にその署名を確認をする必要性というのは、今のところないというふうに考えております。
- 委員（荒幡伸一君） 何もないとは思いますが、何かあった場合、誰が責任とるのでしょうか。事務局に責任とらせるんですか。それとも委員長、また議長で責任をとってくださるわけでしょうか。
- 委員（尾崎利一君） 署名について、私も何か瑕疵があるとは考えませんが、しかし、委員から確認したいという要望が出ているわけですから、それは確認するということがよろしいんじゃないでしょうか。
- 委員長（根岸聡彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時38分 開議

- 委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 委員（荒幡伸一君） 済みません、確認をさせていただきました。ありがとうございました。
- その中でちょっと1点、御質問なんですけども、具体的に事務局のほうでダブリがないとかチェックをさせていただいたということで認識はしているところがございますけども、例えばその名前があって住所が書いてなければカウントはされないんだとか、そういう具体的なチェックのありなしっていうのですか、そこら辺ちょっと御説明をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。
- 議会事務局長（鈴木 尚君） 今回の署名簿の内容の確認につきましては、今荒幡委員からもありましたように名前の重複がないかどうか等を含めまして、私どものホームページのほうに、その書式が掲示してございます。そちらのほうに記載してございますのが、内容が氏名と住所が自署されているか、自筆かどうかということですね。それと、あとはパソコン等で打ってあっても押印があれば可ということで記載してございますので、その点のチェックでございます。ですから、住所の部分は落ちてしまっても無効になってしまう署名ということで、今回はカウントしております。
- 以上です。
- 委員（中野志乃夫君） 先ほど関田正民委員のほうから資料の関係のものがあったので、私のほうもちょうどいい機会なので、東大和市桜が丘の国有地地図という資料をちょっと皆さんにお配りしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員長（根岸聡彦君） 中野委員にお尋ねいたしますが、その資料については質疑に必要な資料ということでよろしいでしょうか。
- 委員（中野志乃夫君） そのとおりです。
- 委員長（根岸聡彦君） ただいま中野志乃夫委員より申し出のありました資料配付について、これを許可いたします。
- 資料配付のため暫時休憩いたします。

〔資料配付〕

午前10時40分 休憩

午前10時42分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（中野志乃夫君） まず、今回の陳情に関しての質疑に関してですけれども、まずこのごみ焼却施設の更新ができなくなった場合、本当に著しく多額の財政負担を伴うなど厳しい現実を全市民が負うことになりましてということが書かれており、先ほどそれに関して、今衛生組合の中で説明されている建設予定地内でのいろいろ変更の図案が出されたところでありましてけれども、まず基本的なところでちょっと確認したいんですけども、あくまでもこれは衛生組合内で進めている話ではありますわね。で、先ほどの中ではどうしてもこの3市共同資源化施設が必要なんだと。それがないとこちらのほうの焼却施設全体に影響するという発言でした。

ただ、まず、基本的なところで伺いますけれども、実際の3市共同資源化施設をつくることによって、どういう影響があるのか、具体的に。つまりそれができないことによって、当初衛生組合ではごみの全体量がもう少し小さくできると、縮小することができると言っていましたけれども、実際どのぐらいのトン数を減らすことができるよってという説明になってますか。

○環境部長（松本幹男君） 資源物処理施設ができないことの影響というのは、先ほども申し上げたところですが、最終的にこの事業は小平市中島町でのごみ焼却施設の更新っていうところを含んだ事業となっておりますので、一定程度のやはり資源化を進めていかなければいけないということが大きく上げられます。小平市中島町の敷地がどうしても限られているということがございますので、この3市共同資源化事業の中では資源化基準の統一を3市がともに図ることがございますので、その中で容器包装プラスチックにつきましては資源化を行うということで、今まで衛生組合のほうからおよそ1,600トンというような具体的な数字も出ているかとは思いますが、現在容器包装プラスチックが3市足並みがそろった中で資源化ができてない。そこをこの事業の施設整備の中であわせて行っていくというふうにするもので、それはひいては最終的には日の出町にございます二ツ塚処分場、そちらのほうの一部事務組合を組織している25市1町、こちらの中でも基本的には資源化できるものは資源化に努めるということがございます。

また、他方では先ほど説明もいたしたところでございますが、万が一この事業、うまくいかないとなりますと、やはり東大和の可燃ごみが処理先がなくなるので、その場合には他市へ、または他の清掃工場にごみ処理の支援を依頼するというふうになります。そうしますと、資源化できるものまで他の自治体に可燃ごみとして出すということは、現在の広域支援の協力関係で基づいている多摩地域自治体の要綱上、やはりそこはなじまない、そぐわないという点がございますので、基本的には3市足並みをそろえた中で資源化を図って、焼却炉を整備していこうとするのが、この事業でございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 松本さん、ちょっといろいろ説明、一応要点だけ説明してほしいんですけど、ちょっとすごいいつも説明が長くなっちゃうんで困るんですけども、基本的にまずじゃあもう一回聞きます。今この新しい焼却施設で。年間何トンの焼却炉をつくらうとしてるんですか。

○環境部長（松本幹男君） 新しいごみ焼却施設につきましては、243トンを上限にというふうに計画しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 衛生組合の中の最新の説明では、最終的には236トン为目标という形で提起されてますけれども、年間ね。で、この3市のごみ焼却施設をつくることによって、年間どれぐらい減量されるんですか。

○環境部長（松本幹男君） ただいまの御質疑、3市全体の話になりますと、済みません、そちらは事務局を務めております小平・村山・大和衛生組合のほうでなければ、正確な数字が持ち合わせていないというところになります。私ども東大和の部分という形になりますので、そこら辺についてはちょっとわかりかねます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと今の松本さんの発言はちょっとおかしいですよ。わからないってことはないですよ、もう議事録が出てるんだから。議事録に衛生組合の、最新のやつ議事録の中に年間どれだけ減らせますかっていう回答に関しては6トンですよ、年間。236トンの焼却規模のものを焼却炉つくると言っていて、3市のごみ焼却施設をつくっても減らせる量は年間6トンしかありませんと、はっきり答えてますよ。それ何で知らないの、だって議事録出てるんだもの。

○環境部長（松本幹男君） ただいま御質疑いただいたお話は、衛生組合の中で派遣議員さん向けに、説明された際のお話であろうかと思われます。その際は私ども立ち会っておりませんので、そこについては正確な情報はわからないという、そういう意味でございます。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） 中野委員に申し上げます。

29第6号陳情の趣旨に関連しての質問という形でお願いをいたします。

○委員（中野志乃夫君） じゃあ再度言います。平成29年7月臨時議会の小平・村山・大和衛生組合議会の議事録が届いてるんですが、7月3日にやった。これは逆に言うと事務局の大和には届いてないでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 衛生組合議会等の議事録については、私どもの組織市のほうにも届いております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 届いてあるならば、そこに焼却施設規模についてはっていう云々ですね、9ページに「約6トン程度の規模縮小が図られるのではないかとということで、事務局では試算をしております」という答弁があるんです。これは見てなかったってことですか。

○環境部長（松本幹男君） 確かにその臨時議会、私も組織市という立場では参加はしております。ただ、私も記憶するのに容量の限界がございますので、そこについては今おっしゃっていただいた中で、委員のお話の中で、ああ、そういうこともあったなというふうに記憶を呼び戻したかなというところがございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） つまり、この衛生組合でのやりとりの中で、いわゆるこれは別に市じゃないですよ。衛生組合の事務局のほうで3市共同資源化施設をつくったとしても、年間6トン程度しか縮小を図れないと。これは、私も派遣議員だから、もう何度も視察行ってわかってるんですけども、つまり今回衛生組合がやっているこの運営の仕方が大変おかしなことが多いです。

つまり焼却炉の耐用年数がもう差し迫っているから、それをまず、つくりかえようっていう話が普通当然来るんですよ。どこのいろいろ視察行ってもそういう計画を立ててます、ということはよくわかりました。小平・村山・大和衛生組合の場合は、このまず3市共同資源化施設をつくって容量を減らそうと。ごみの総量を

減らそうということから、そっちを優先してまずと言って、焼却炉本体の建て替えをおくらせてきたわけですよ。はっきり言って、計画上でですね。これは別に東大和市云々じゃないです。

そうやってきた中で、もともとは小平市を中心とした小平衛生組合の小・村・大の衛生組合の中で、そういう計画のもとにこういう運営がされてて、その上で、実際予算は本当に少数の差で通った段階で初めて衛生組合が具体的な数字を出してきました。それを聞いたら、とても、大幅に焼却炉本体が影響するような縮小にならない。先ほども繰り返しますけれども、年間236トンのものを燃やそうっていう焼却炉の計画を出しているながら、3市共同資源化施設をつくったとしても、年間6トンしか減らないとはっきり言っているわけです。そのこと自体からしても、そのために二十数億円ものお金を費やすのか。今の現状のままで民間委託すれば済む話ではないかっていうことで、多くの方々は反対をしていると私は認識しております。つまり余りにも莫大な費用をかけて何を考えてるんだということが根底にあります。

それで、そもそも、そもそもですね、この3市のこの共同資源化施設をつくらうっていうことに至った経緯の中で、衛生組合の中ではどういう話がされてます。正直私が聞いている話では、それが正しいかどうかちょっと確認してほしいんですけども、直接小平市長に聞いたときには、「小平は焼却炉を持っている。中島町の皆さんには大変いつも御迷惑をかけて申し訳ないと思っている。武蔵村山はし尿処理施設を持っている。そこでいろいろ御厄介になっている。ところが大和だけは何もそういう施設がないから、だからこういうリサイクル施設をつくったらどうですか」っていうのが、そもそも最初のきっかけだというふうに聞いてますけれども、そういう認識でよろしいですか。

○環境部長（松本幹男君） 私どもの認識というのは、委員も御存じかと思うんですが、東大和市の暫定リサイクル施設用地を過去において、借用する、または活用していくというような組織市間での約束の取り交わしがされているというのがございます。ですから、私どもの認識は、やはり組織市間で約束したこと、それをそれぞれ守っていきよ。それでお互いの信頼関係をきちんと崩さない形で築き上げた中で、この施設を整備していこうというふうに私どもは認識しております。

また、先ほど、済みません、6トン減の話で、恐らくこれ私もだんだん思い出してきまして、もともとの焼却炉の更新の際のあれが243トン上限という形になってます。それで委員がおっしゃったように、238トンですね、という形で出ているので、（中野志乃夫委員「236トンだよ」と呼ぶ）6なので、そここのところの恐らく差を言っている部分も一つには大きいと思うんですね。で、ただ私が先ほど243トン上限と言ったのは、これはあくまでも今の現状のごみ量ではなくて、新しい新ごみ焼却施設ができるときには、小平市も武蔵村山市も有料化がされているという前提でごみ量の推計をしているので、それでの重量比で恐らく衛生組合が6トンということと言っていると思いますので、現在と比べると、またそこは6トンとは私どもとしてはちょっと違うのかなという認識は持っているところです。それとあと、目方では6トンですけど、あと容積上の問題も受け入れ容積、容量というところの問題も出てくるのかなというふうには思っているところです。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 確かに新しく焼却炉をつくるに当たって、各市が一生懸命減量に努めなくちゃならない、ごみを減らさなくちゃならないという論議はしょっちゅう出てます。で、その中で東大和市が一番最初にごみ袋の有料化を図って大幅に減量化しましたよね。残念ながら、ごみの統一化を図るというなら、小平市、武蔵村山市も当然ね、ごみの有料化を図るべき。そうじゃないと本来おかしな形になってますから。ところが残念ながら、小平市、武蔵村山市は計画上はすると言ってますけど、いまだ実施されてませんよね。その辺の

数字で、どのぐらいとか、それがいつできる、そうするのかという話になっているのか。つまり本来そういったことがごみの3市の共同化のための一番の要素だと思うんですけど、それが図れないまま、していること自体はちょっとおかしいと思いませんか。

○環境部長（松本幹男君） 委員のおっしゃっている趣旨は十分に理解できます。その辺もございますので、特に今お話が出ましたごみの有料化、こちらについてはあくまでも先ほども申し上げましたように、243トンを上限に施設をつくるよというところの段階で、各市が、今後のごみ量は新ごみ焼却施設が稼働するときまでには当然有料化をするということで、ごみ量をそれぞれの組織市が出しておりますので、そこについてはきちんと今後、それぞれの市において実施がされるというふうに私どもは認識しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） つまり私が言いたいのは、つまり3市でそういう形でまだ共同の形がきちんと整われてない、そういう中での今こういう計画が一方向的に進んでいるっていうことを、まず確認していただきたいと思っています。

それと、この陳情では、ちょっとなぜか一部の反対者だとか、ちょっと事実誤認があるとは思っております。建設を阻止するため云々っていうよりも、そもそも容器包装プラスチックに関しては、これ自身が、かなりちょっと問題のある制度だと考えています。ちょっと一例挙げますと、たまたま多摩のある市長で、方にちょっといろんな話を伺ったときに、まだ小平・村山・大和衛生組合は、そういうリサイクルでそういうわざわざ施設つくるっていうのはちょっと驚かれてました。

その市長は、たまたまその東京市長会の会長のときに、省庁のちょっと厚労省だったか、経産省だったか忘れちゃいましたが、廃棄物の関係の委員に選ばれて参加したときに、この容器リサイクル法がほとんどの負担を自治体に押しつける。つまりあくまでも流通業者が得するような形で運営がされてて、その負担、自治体がこうむるような形になって余りにもおかしいから、基本的には——あと言ってるのは、その市長も言っちゃったけれども、プラスチックは本来リサイクルになじまない。ほとんど不可能なものを、無理やりリサイクルできるかのように言って、やっていること自体もおかしいから、うちの組合ではそういうのはとりませんでした。そういった発想で、運営はしないで、基本的にプラスチックね、無理して分別するんじゃなくて燃やせるものは燃やす、そういう形に切りかえたっていう話がされました。

つまり実際この問題というのが、さもリサイクル施設ですごいいいものをつくろうという、ちょっと一部誤解があると思うんですけども、無理やり、プラスチックリサイクルできないものをリサイクルさせる。これはもうリサイクルって言いますか、プラスチック業界の資料にもはっきり出てますけども、結局大半は最終的には燃やされてます。分別されてやっていった上ですね。それはその燃やし方は、燃料として燃やされてるからサーマルリサイクルっていう形で一応リサイクルの名称とってますけれども、結局そういう実態がある。ならば今までの民間に委託する形でも全然問題じゃないんじゃないか。経費もそれで安く済むんじゃないかっていうのが根底にあるからこそ、反対をしているというのが実態があると思うんです。ですから、この辺をやはりきちっとやはり説明すべきじゃないか。

それとあわせて、ちょっと済みません、長くなって申しわけないですけど、ここに陳情趣旨に書いてる、この皆さんのことは全く私も同じなんです。3市共同施設建設についてっていうのは、あれですけども、将来にわたり安定した処理が行われるっていうのはそのとおりで、無駄な経費をかけるんじゃなくて、安くできれば一番いいわけです。

そこで、ちょっと先ほど資料のことで説明いたしますけども、実際の今この衛生組合で進められている、この中島町でのこの面積っていうのが、まずそれちょっと確認しておきますけれど、小平のこの事務用地も含めてどのぐらいの平米になりますか。

○環境部長（松本幹男君） 現在の衛生組合の敷地面積、これは小平市の先ほどの借用地も含めてで申し上げますと、およそですが、1万6,000平方メートルぐらいかというふうに認識しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 実際、この用地でこの今のごみ処理施設をつくらうとすると、ちょうどこの南側のところが、玉川上水が走ってまして、実際その辺の市とか都の条例の関係もあって、一部焼却炉の建物を地下化しなくちゃいけない、掘り下げなくちゃいけないとか、いろんな制限もあります。そして、既に衛生組合で出されている工程表を見ても、一部は壊して、一部は稼働して。そうすると衛生組合、小・村・大の衛生組合だけだとごみ焼却をし切れなくなる、この計画でいくと。そうすると他の衛生組合に焼却の依頼をしなくちゃいけない。そういう形にもなってます。そうすると、相当その分費用が多くかかるわけです。

それに対して実は東大和市も非常にいい適地があると。ちょうど、桜が丘にあるこの国有地が、その面積的にも大変もっと広い。2万2,000平米あってね。こちらにそれこそ、温浴施設を併設した焼却炉をつくれば、いろんな問題が解決できるのではないかと。つまり一部壊して一部稼働させて、その間ほかの衛生組合に、相当な金額、恐らく何十億かけて燃やしてもらおうとか、費用もなく、こちらから最初つくれば、恐らくもう何億じゃないですよ。数十億の経費削減になると思うんですけども、この辺についての御検討というのはされたことありますか。

○環境部長（松本幹男君） 焼却炉の建て替えの場所という部分で考えますと、やはりこれは私がこの3市共同の事業を、長くやってきて感じている部分で、やはり焼却炉をつくるというのは、資源物処理施設をつくる以上に、やっぱり住民の皆さんの感覚っていうのが大きくまた動くというのがありまして、やはり以前に、かなりお問合わせをいただいた中で、やっぱりその焼却炉でなければみたいな声が意外と問合わせの中では大きかったというのも事実でございますので、やはりそういった部分を考えると、東大和市になかなか一定の面積を持った広い土地っていうのはどうしてもないというのもあるので、そういった意味では、なかなかその焼却炉で協力というのは当市が難しいので、そういった意味で市民の皆さんの感覚的などころも考えると、私はなかなか中野委員の、この提案も、その一つの話、一つの案としてはわかるんですが、ただ現状の中では、ちょっと非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） それは松本さんはそう思うかもしれないけれども、私は、今この3市共同の資源物のこの反対をされている方たちも今説明をして、こういう案だったらいいんじゃないかっていう感触は得てます。つまり無駄な施設をつくるんじゃないかと、より効率のいいものをつくるなら市民も賛成してくれる。つまりそれはもう行政の姿勢です。で、この国有地自身ははっきり言って無償で提供されることも可能ですよね。

○環境部長（松本幹男君） 国有地の無償提供については、こればかりは私どもが財産持っているわけではないので、なかなか何とも申し上げにくいところであるんですが、ただ今現状、先ほども答弁させていただいたんですが、ここで新ごみ焼却施設の、案が来月まとまる。また、それを、3市市民の皆さんにパブリックコメントを実施していくということで、いろいろと3施設が動いているというのが現状でございます。ですから、そういったところからも考えますと、私どもとしては今考えているこの現状で実施をしていくのが、東大和市と

しては最善であるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとその最善って言っても、やっぱりちょっと経費のこと考えたら、やはりそういう立場とっちゃっていいのかなと思うんですけども。つまり今この国有地に関していえば、普通財産法にのっとっていえば無償提供なわけですよ。実際にせんだって衛生組合でも視察行った先も、やはり国有地を無償で提供されて焼却炉運営してました。私も調べてみたら、現状のここの国有地は行政財産としてはあり得ないですから普通財産扱いですから、当然衛生組合としてここを使おうと思えば、国は無償提供してくれる。ただで使わせてくれる。ですから、そういう意味でも、全く、安くここでできるというのがわかりました。

なので、これは、市のほうはそういう言い方してますけども、やはり、この焼却炉全体のこととか、この、先ほどの話ですと3市共同資源物処理施設は工業用地にもあって、都市計画上も問題ないって言うなら、当然ここの国有地で焼却炉をつくるなんて全く問題ないわけですよ。どうでしょう。

○都市建設部長（直井 亨君） 今都市計画上、問題がないというふうにおっしゃられましたけれども、警視庁グラウンド西側のこの国有地につきましては、用途地域が第一種住居地域となっておりますので、ごみ焼却施設としてはふさわしい用途地域とはなっておりません。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） それはじゃ、今この3市共同資源化施設もどうなんですか。都市計画で図っているのはどういうことですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 現在3市共同資源物処理施設に予定している土地につきましては、用途地域は工業地域でございますので、用途地区としてはふさわしいところでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 廃プラ施設を工業地域でというのは、国有地に関してここの場所、都計審で諮って行政のほうで、変更すれば可能ですよね。それ全く無理な話ですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 用途地域を変更すれば、それは可能ではございますけれども、その用途地域の変更が都市計画としてふさわしいのかどうかということを改めて検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと、私も一般質問したとき、なかなかいい答えがなくて本当困ってたんですけども、今の答えですと、支障があるってことは具体的にどんなことありますか。

○都市建設部長（直井 亨君） 本件、国有地につきましては、用途地域の変更について全く検討しておりませんので、それがふさわしいのかどうか等につきましては、現時点では不明でございます。

○委員長（根岸聡彦君） 陳情の趣旨に沿った形での質疑をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員（中野志乃夫君） 一応陳情趣旨に沿って質問しております、まず。それは委員長に申し述べておきます。

それと、今の部長の話ですと結局検討をしてないということですよ、結論はね。そういうことですよ。

○環境部長（松本幹男君） 先ほども申し上げましたように、新ごみ焼却施設の用地につきましては、ここで小平市中島町のほうで周辺住民の方も含めて御協力いただけるというお話になっておりますので、その状況を考えますと、ここで他の話というのは、また過去のように、組織市間についていうところの影響もありますので、やはりここは御協力いただけるというところで事業を進めているのが現状でございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 今の部長さんの答弁ですと、この間、過去、以前の市長が大変混乱するようなことをやって、そこから信頼関係が失われて、いろいろぎくしゃくした関係で来てて、やりづらいついてというのは重々承知しております。で、だからなかなかそういったことは言えないということもわかるんですが、ただこれは、大和だけの問題じゃなくて、武蔵村山市さんからも、何人かの議員から、余りにも今のこの焼却炉建て替え、この3市のことも含めてですよ、共同資源化施設も含めて余りにも金がかかり過ぎると。どこの自治体も苦しいのに、こんなに金をかけていいのかという疑問の声が上がっております。それで、小平市さんの中でも、大半はそういう流れになってますけれども、市民からするとそうじゃないっていう声は今上がってきてますので、やはりここはきちんと市も、状況を見据えて変更できるなら、そういったときにはきちっとした態度で臨んでいただきたいと、そう思います。これはちょっと要望です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに御質疑ございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 資源物処理施設の整備が必要な理由として、そこで減量化を図って焼却量も減らすというところで、上流から確定していかないとごみ焼却施設の規模なども確定できないから、この資源物処理施設、先に整備しなくちゃいけないんだということで準備されていることだと思いますが、これが本当にそうなのかという点で、先ほど中野志乃夫委員からお話ありましたけれども、この整備で減る量がたしか2%程度というところで、これは資料で衛生組合議会でも示されたっていうふうに記憶しています。

それから、実際のこの3市の施設の処理量の予測についても、かなりこの予測は本当にしっかりやらなければ、上流で処理量を確定して焼却施設の処理量を確定していくっていうことですから、この資源物処理施設の処理量の確定っていうのは極めて綿密に行われなくてはならないということだと思いますけれども、先日開かれた連絡協議会の中でも疑問として出されましたけれども、小平市のごみの組成分析からこの処理量を割り出して計画化をしたと。1回の組成分析だけでこの結果を推計しているわけですが、2回目やったら大幅に結果が違って、実施計画の最大処理能力を上回る処理量になる可能性もあるということが出てきたわけです。

ところが、それ以降、こういう事態になれば3回目、4回目っていうふうに組成分析を行うなど、もしくはもっと適切な予測方法を確立するなどということが行われるべきなわけですが、これも行われないうことになっていて、率直に言えば施設整備先にありきで事が進められている。処理量についても実際に綿密にこれを算定するという努力も事実上放棄されているというのが現状ではないかと思っておりますけれども、見解を伺います。

○環境部長（松本幹男君） 処理量の算定ということで、その今委員からお話があった部分は議論の中で出ているのは、当然私どもも承知しております。その予測の見立ての方法、これが委員がおっしゃるように、1回の組成分析をもって行われたというのも、それも事実でございます。やはりでもこれはあくまでも私どもの考えですが、何をやってやるかという中で、その組成分析を用いた。それが組成分析というのはやはり何回もやればやるほど同じ数字が出ないのが組成分析でもございますので、そこは私ども東大和の考えとしてみれば、そこは数回やった平均をとるですとか、やはりそういうことはやるべきだろうというふうには思っております。

また、そのごみ処理量のところで、過日の協議会でもお話が出ておりますので、そこについてはきちんと組織市も入った中で議論をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今の答弁で、東大和市としては組成分析で推計するのであれば、組成分析何回もやって

平均値をとるなどのことが必要ではないかというふうに考えているっていう答弁でしたけれども、実際には処理量、最大処理能力が確定して、具体的な建物の姿まで来ているわけですよね。それこそ今さらながらの議論になるわけです、それは。そういうことが今さら出てくるというのは、まさにその施設整備先にありきで、まともに処理量の推測、予測もされないという状況のもとでここまで進んでいるっていうことを証するものだというふうに私は考えます。そういう答弁だったというふうに思います。

それから、もう一つは、先ほどの答弁の中で、3市の信頼を破壊することにつながるようなことはできないんだという御答弁ありましたけれども、これ本当にその3市の中できちっとした信頼関係が築かれているのかどうかということですけども、ここの施設については、当初は基本構想の段階では13億2,000万円っていうことだったのが、契約時には25億4,000万円ということで、3年の間に2倍化していると、施設建設費がね、ということ言われているわけですけども、実際にはその途中があつて、いろいろ業者に聞いたら40億円ぐらいいなりそうだとということで、いろいろカットをしたわけですよね、施設の姿を。

私は当時衛生組合の議員で、40億に膨れ上がったものをどうやって26億に削り込んだのか。その問題を明らかにしなければ、その補正予算も賛否問えないじゃないかということで伺いましたけれども、最後までこれについて組合議会では明らかにされず、補正予算が通った後になって、実際には例えば処理ピット、ピットの容量を基本構想でも基本計画でも3日分とされていたものが2日分に。つまり市民に明らかにして約束していた姿を割り引いたものだったことが、後になって明らかにされるという事態でした。

東大和市は、この補正予算が審査された段階で、そういったそのスケールダウン、性能のカット、こういうものが含まれていたっていうことを、東大和市は御存じだったんですか。私は知らなかったわけですけども。

○環境部長（松本幹男君） 性能のダウンはしてないと思うんですね。一定の性能要求求めていますので、私どもは基本的には事業者が衛生組合でございますので、衛生組合がメーカーヒアリング等を行った結果を私どもが聞いたというところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 端的に答弁いただきたいんです。処理ピットの能力が3日から2日に切り下げるなどのことによって、40億に膨れ上がった見積もりが26億までカットできたと。この事実を補正予算提出前に東大和市は知っていたのかどうか、この点だけ回答いただければ。

○環境部長（松本幹男君） 端的に申し上げます。ピットを3日から2日に削ったことで金額が下がったという説明は受けておりません。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 3市の信頼って言うけども、補正予算でその13億が26億になると。途中今言ったように40億っていうことがあったわけです。で、今私が言ったピットの容量、3日というのは現時点での基本構想、基本計画にそのまま記載をされている、公にされていて市民との約束ですよ。これがそのままほごにされて、そのことが明らかにされずに補正予算が組まれる、議会に提出される。それで東大和市もそのこと、そのものも知らされないということに対して、東大和市は何も言わないんですか、こういう事態について。大問題じゃないですか。

○環境部長（松本幹男君） 私どもは、市民との約束を守るように、衛生組合に常に求めているところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） それは求めるっていうのは重要ですけども、具体的にやっぱりそれが問われなくちゃいけない。具体的に、行動で。こういうことがあったときにどうするのかということが問われたはずです。しかし、東大和市として、それについて物を言っていないということだと思います。

私はその点で3市の信頼関係もちろんだ大事ですけども、市民との信頼関係をどう築いてきたのかということこそ問われなくちゃいけないのではないかというふうに思うわけです。この陳情の中でも一部の反対者——反対者の全てがっていうことではないですけども、反対者の中の一部は阻止する目的から数々のことを唱えている者でっていうふうになっていますけれども、多くの反対者が阻止ありきでいろんなことを言っているっていうことではないと思いますけれども、こうした周辺住民の理解が得られない要因はどこにあると東大和市は考えているのか。この点伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 私ども東大和市は、常に市民と向き合ってきております。なので、現在協議会で十二、三団体参加されている方と信頼関係が築けない。ここの大きい一つには、衛生組合の進め方にも問題があるというふうに、そこは東大和も思っております。ですから、そこについては私どもも今以上に衛生組合にはきちんと誠意を持って対応するように求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時33分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、委員の皆様をお願いいたします。

陳情趣旨に関連した審査ということで、質疑のほうをお願いいたします。そうしないとなかなか前に進みませんので、御協力をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 先ほども言いましたけれども、副委員長のほうからも御発言ありましたが、700名、800名という方々がこういう陳情を出されている。で、そういう中で住民の理解をなかなかいまだに得られていないのはなぜなのかっていうことで伺ったわけですけども、東大和市としては説明を尽くすんだということで、なぜいまだになかなか得られないのかっていうことについて、具体的には述べられませんでした。

それで、私は幾つかその点で考えていますけれども、1つだけちょっと言いますと、市が市民の皆さんに平成25年2月3月で行った説明会の資料と議事録によると、平成17年8月23日の組合理事者会、3市の市長で構成されている理事者会で、ここの暫定リサイクル施設用地を借用して資源物共同処理の用地として、この東大和市の暫定リサイクル施設用地を借用することが合意、確認され、19年12月25日には3市共同資源物処理施設用地として東大和市暫定リサイクル施設用地を活用することが確認されていまして。ところが、私はこの17年、この後の19年3月末に調査報告書が完成したと住民説明会出ましたけれども、想定地というのはここに建てるという意味ではないんですよと。もしここに建てたらこういう感じになるよっていうことだというふうに説明していたわけです。

それから、この19年12月25日の3市市長の合意に基づいて、平成20年から推進会議っていうのが設置されることになるわけですけども、そのとき委員を出してほしいっていう話が周辺マンションの自治会に呼びかけられて、何のことなんだっていうことで、説明会を開いたときには、もしあそこを活用するのであれば、どんな

施設ができるのか、またはできないのかを詰めていこうっていうことなんだっていう説明がされています。

ですから3市の市長間で合意されていたことが正面から住民に示されずずっと推移をする。そして、その平成25年1月8日の3市長の合意で、住民の理解を得ることを前提とする、住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着手するというふうに合意をされて、その後、住民説明会行われましたけれども、わずか2カ月8回でこれは終わって、住民の理解は得られなかったけれども、必要な施設だからやるよということが住民側に通告されるっていう、こういういきさつなんです。

こうしたいきさつは、今現在市が一生懸命市民の皆さんに理解得られるように努力してるっていうこととは別問題として、この経過を見れば、わずか2カ月で住民に説明して理解を得てからやろうっていうことは打ち切ってしまった。それ以前については、幾ら聞いても、いや、ここに建てるってことじゃないんですよっていう説明を繰り返してたと。こういうことが住民の信頼を失う大きな要因になっているというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

それで、なぜこの17年、19年の3市市長の合意があったにもかかわらず、このような説明が住民にされたのか。これについてもあわせて伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 1点目でございますが、1点目の、説明の回数については確かに少ないというのは、そこは一つの意見としてわかります。ただ、その際に、私ども3市衛生組合は、出前説明会を数名であっても伺いますということで、その辺も周知しております。また、周辺住民にも協議会等に参加いただいてない団体にも、お声かけをしております。ただ、そういった中で、なかなか出前説明会の申し込みも現実としては1件しかなかったというところです。

それと、2点目につきましては、その当該地の面積、立地等がございますので、建設ができるのかできないのかも含めた中で、それはお話であろうというふうに認識しております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） そういう説明はされていないわけですね。想定地というのはどういうことかということで、ここにつくるっていうことじゃないんですと。ここにつくるとするところこういう絵になるんで、私もその説明会参加してたのでね、ですっていう説明です。それは今の部長の説明とはちょっと似てるかもしれないけれども全く違う、説明がね。やっぱりやられているということだと思います。

私はそういう経過があって住民との信頼関係が大きく突き崩されているもとの、それでもなおその路線で強行するということはあってはならないことだというふうに考えています。これは意見です。

○委員（二宮由子君） この6号陳情なんですけれども、この6号陳情の望むところというのは、陳情趣旨の終わりのところに記載されているように、市民が排出する廃棄物が将来にわたり安定した処理が行われるように推進してくださいという部分であるというふうに思うんです。これは市内全域の8万6,000人の市民全ての皆さんの望みであることは間違いがないというふうに思います。これはもちろん異論を唱える方はいらっしゃらないというふうに思っています。

その3市共同資源物処理施設の建設とごみ焼却施設の更新の関係性については、先ほど切り離して考えることはできないという資料をもとに御説明もいただきました。

また、この焼却施設の更新ができなかった場合は、3市で構成している一部事務組合が存続できなくなるであろうというお話もいただいています。その中で、小金井市という御説明もいただいたので、現在の小金井市の廃棄物処理はどのように行われているのかとあわせて、その廃棄物処理にかかわる経費ですか、についてを

伺うのと、また、その小金井市自体がそのような状況になる前と比較しての推移ですか、どのような経費負担がコスト増になったのかなどもあわせて、わかる範囲で教えていただけます。

○環境部長（松本幹男君） まず、1点目の処理方法の現状でございますが、一般家庭の可燃ごみにつきましては、現在も多摩地域内の自治体に協力をいただいて処理をしていると聞いております。ただ、それ以外の不燃ごみ、粗大ごみ、こちらについては広域支援の対象にはなっておりませんので、民間委託をやむなくとっているということです。ただ、同じ多摩地区内での民間委託の協力は他の自治体から同意等の協力がいただけないということで、私が聞いている範囲では、都外に出しているというふうに聞いております。

小金井市の状況で、あと資源物ですね、空き缶、空き瓶など、これについては市内の市有地を活用した中で選別作業は行っているというふうに聞いております。

あとコストでございますが、私どもはちょっと把握できる範囲でいきますと、可燃ごみの広域支援にかかっているコストということで、今、他団体にごみ処理の広域支援をお願いすると、消費税等の額を除いて4万8,000円、1トン当たりかかるというふうに聞いております。小金井市の平成28年度のごみ量と、その単価を掛けますと、およそ6億円は上回っているというふうに把握しております。それ以外につきましては、済みません、民間委託等の金額については、ちょっと私どももわかっていないので、最低限一般家庭の可燃ごみだけで6億円強というふうに聞いております。

また、広域支援の前後となりますと、ちょっと時期が、かなり古いものでして、その二枚橋衛生組合さんの清算の関係とかもろもろあるみたいなので、なかなかちょっとその前後の関係についてまでは、済みませんが、把握はできていないというところです。

以上です。

○委員（二宮由子君） 今伺ったように、さまざまな自治体の御協力であったり、民間委託であったり、経費は非常に負担増という、コスト増になってしまったということだと思えます。で、市の行政の役割というのは、地方自治の原点でもあります住民福祉の向上に努めることですので、いかなる事態が起ころうとも、何事に関しても迅速な対応が求められているというふうに思えます。

そこで、あえて伺うんですが、仮にですね、仮にですよ、その当市が他市に廃棄物処理をお願いする必要性が発生した場合に、その処理に係る経費を小金井市のその状況に当てはめたときに、どのぐらいの経費になるのか。現在の経費と比較してどの程度増加するというふうに見込んでいらっしゃるのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 万が一のお話で、この事業が整わずに東大和市が小金井市さんのようになった場合という意味では、基本的には広域支援を受けることはまず難しいというのが一番でございます。ただ、あえてコスト計算という部分で申し上げますと、1トン当たり消費税の額を除いて4万8,000円でございますので、東大和市の平成28年度の可燃ごみ実績をもとに計算しますと、6億円を上回るという形です。

それ以外の経費につきましては、やはり実施ができなくなると民間委託。ただ民間委託につきましては、失礼しました、訂正です。東大和市の可燃ごみのみですと、広域支援のお願いができたとしても7億円を超えます。ですから、小金井市さんよりうちのほうは可燃ごみ量が多いということになります。

あとそれ以外の経費につきましては、どうしても民間委託ということになります。また、同様にうちもそうなりますと、同じ多摩地区内での協力というのはなかなか得ることが難しいので、どこかもっと範囲を広げた中でお願いするようになりますので、なかなか試算はできないんですが、現在の収集運搬委託料、こちらのほうが非常に上がってくるだろうということは推測はできるところでございます。なので、最低限の把握ができてい

る段階では、可燃ごみだけで7億円を超える。それと平成28年度の実績で小平・村山・大和衛生組合へ支払った分担金、これが3億6,158万円となっておりますので、最低限、ここの部分だけでしかちょっと比較はできないわけですが、かなりの経費増になるということは推測はできます。

以上です。

○委員（二宮由子君） 今御答弁の中でもかなりの経費増になるということですが、そのごみというのは、日常生活の中で市民一人一人が必ず排出するものなんですね、赤ちゃんから、もう全ての人が。そうした中で、その安定した市民生活を送るためには経費面から考えても、3市共同での廃棄物処理が望ましいというふうに思うんです。

その一方で、3市共同資源物処理施設は不必要であるというふうに、その建設に反対の方々もいらっしゃるというのも事実なんですね。そこでその市内8万6,000人の市民生活の安定を考えたときに、反対されている方々の声に対して市は真摯に耳を傾けて丁寧にわかりやすく説明し、一人でも多くの方々に御理解いただけるような、その誠実な対応に努める必要があると思うんです。そこで、その現在も反対されている方々のその御理解をまだいただけていないと、そういった状況、どういったことで御理解がいただけないかという主な理由について伺うのと、懸念材料というのをおあわせて伺うのと、それに対する市の対応について伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 本当に主なところで申し上げますと、一つには財政面、そこから起因する反対の理由。あともう一つは、周辺環境への影響ということでの懸念というふうに2つございます。ただ、そういうところで大きく反対の理由はいただいているわけですが、極力私どもも安定したごみ処理をやっていく上においては、お金をどんどんかければよいというふうには決して思っておりません。今の現在の東大和市が置かれている状況を考えますと、できればこのまま3市の枠組みでごみ処理を続けていくことのほうが、財政面においては極力負担が抑えられるのではないかと、当市は考えております。

また、環境面でございますが、施設の発注に関しては、全国的にも例のないぐらい、室内濃度指針の遵守ですとか、そういうVOC対策を施すだけではなくて、そのVOC対策の数値についても性能を求めた中で発注しているというところで、そこについて資源物の処理施設の、建設コストが結果として上がってしまったというところはあるわけです。

ただ、いずれにしても1市単独で全てのごみ処理施設を維持していくというのは、当市においてはなかなか財政面等も踏まえて、あとは人口規模ですね、踏まえると、なかなか厳しいという状況がありますので、今後も引き続きそこについてはいろんな御意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、その方たちと従前どおり、今後も引き続きそこについてはきちんとお話の場をきちんと持って対応はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（二宮由子君） 陳情者から、ごみ処理の混乱を招かぬように事業を推進してほしいというふうに言われている中、今回のこの建設環境委員の皆さんからも、周辺住民の中に反対していらっしゃる方がいるので、もっと十分に説明ですか、あとしっかりした対応をすべきというような意見も出ています。

今後その一部事務組合との信頼関係や、あと市民のごみ処理の安定化を市としてどのように取り組んでいかれるおつもりなのか、今担当部長からさまざま御答弁いただきましたが、理事者のお考えをお聞かせください。

○副市長（小島昇公君） 市長が、就任をされまして、それまで長い年月の中に、かなり紆余曲折があつて進み

そうで進まないという状況が非常に続いておりました。そんな中で、当初6品目でございましたけれども、それを、交渉の中で2品目に変更するという中で、今いろんな御質疑の中で、やっぱり周辺の住民の方、その健康被害等を含めて、御心配があるというのは市もよく理解しておりますので、極力大和としては周辺の住民の皆様には意を尽くして説明をさせていただきたいというのは、最初からお答えさせていただいておりますし、協議会の中で、建設を前提としているというところで成約はあるものの、説明をさせていただく。

そしてまた、先ほど担当から答弁させていただきましたけれども、御質問があればこちらから出向いていつて説明をさせていただくというところで、努力をさせていただいてきていると思っております。ただ、皆さんから、この施設いいですよと、早くやってくださいというのに至らないというのは事実でございます。

あと金額の問題、それから十分な説明ができてないんじゃないかというようなお話もございました。そちらにつきましては、やはり大和としては小・村・大にも、事あるごとに、私どもは自分のところの住民の皆様だから説明を疎かにする、それから安全性を疎かにする考えは困ると常々言って進めてきてございます。そういう意味でいいますと、非常にそのお金が当初予定したよりもかなり高くなっているというのは事実でございます。私どもでここで作りました給食センターも、総合福祉センターにつきましても、非常に当初から思うと金額が上がった時期でございます。その業者さんに落札がなかなかできないというようなところでも苦労したというような状況もございます。

しかし、そういう中でも天井なしでどんどん幾らでもいいですよという話も私どもはしておりませんし、そのために削減をするところが安全対策を削るということは絶対困るということも常々言って進めてきてございます。ですから、そういう意味でいいますと、自区内処理が原則でございますから、本当は東大和市内で東大和のごみが処理できるということでございますけれども、用地の関係、お金の関係から考えますと、現状では3市が協力し合う中で一部事務組合をつくって進めていくのがベストだろうと。

その中ではそれぞれの市が協力をするというところで、先ほど他の委員から御質問ございましたけれども、何と何をどこがって具体的に、一つ一つで損得というわけではございますけれども、お互いにできるところでは協力をしていくというところで協議を進めて積み上げておりますので、一方的にというようなお話もございましたけれども、予算を計上して小・村・大の議会で議決をもらいながら、説明をして進めておりますので、そういった意味で、一部事務組合として3市が共通の認識に立ちながら進めている現状の要件の中ではベストの選択というふうに考えております。

この6号陳情の、陳情された方の趣旨というのは、やはり廃棄物がある日集めることができなくなったということだけは困るという切実なお願いだと思っております。ですから、私どももよその市の例を出すわけじゃございませんけれども、小金井市さんようになってしまった後、非常に対応に苦慮することがかなり目に見えておりますので、そうならないためにどこを潰して処理していけばいいかということで、この案については進めてきております。ですから、積み上げてきた内容で現状ではベストの選択だなというふうに考えております。

そして、ことしの、ごみの処理の中でも委託という言葉は簡単に出てきますけれども、近隣のところに、一定のものを一つお願いも上がりました。正直言いますとお断りされております。それは、武蔵村山市さんに実情を話す中で、武蔵村山市さんも大和も困っているんだからというところで受けてもらっているということもあります。ただ、未来永劫いいですよってということではございません。村山市さんの住民の考えもございまして、それも期限つきですよというお答えもいただいております。

ですから現状、私どもは住民福祉の向上というのが私どもの究極な目的でございます。ですから、東大和市で考えれば8万6,000人市民、3市で考えれば34万、35万の市民にとって、この施設はなくてはならない施設だというふうに考えてございますので、委員の皆様にはぜひ、ここのところを御理解をいただき、組合として進めていきたいと。

そして、周りの住民の方々に少し、1人でも2人でも理解をしていただくための努力は引き続き続けさせていきたいというふうに理事者は考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（根岸聡彦君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時31分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに御質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時37分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

○委員（中野志乃夫君） 今回のこの陳情に関して、反対の立場で討論をさせていただきます。

陳情者が、東大和市が組合からいっぱし追い出されてしまったということの心配から、こういう形が出てきたのかなとは推測されますが、そのこととやはり今回の、経過ってというのはやはり別にきちっと考えておいたほうが良いという考えであります。

私自身も衛生組合、もう3期目になるのかな、ずっと行ってまして、今回のこの共同資源物処理施設が、大

変本当に無駄であり、また経過からしても、本来はつくらなくても現状のままでもいいものを無理やりつくったことによるいろいろな問題が見えてきました。また、そのことによって肝心のごみ焼却施設が意図的におくらされて、計画が進まない逆転の現象も生んでいることも間近に見てきて、やはりこれは、東大和市というよりは衛生組合全体の、そちらの問題が大きいと判断しております。

つまり今回の問題で考えるならば、本来は焼却炉を早く更新しなくてはならない。そのためにも現状のもし3市が統一して、基本的なごみの処理方法を統一するならば、少なくとも一番減量が見込まれるごみ袋の有料化を統一した形で進め、そして焼却炉をなるべく小さくして進めておくならば、もっと展開は早くなる。少なくとも今の現状で言うと、大変私は危惧しているのは、この3市共同資源物処理施設をつくるっていうことに余りに力を入れ過ぎている余り、焼却炉本体の建設が東京オリンピックのほうのことと絡んできて、そのために建設費がまた大変な高騰を見せている。

今回の3市共同資源化施設も、その影響で当初十数億が最終的に26億という金額にはね上がったのもその一環ですけども、そういった言ってみれば衛生組合側の、やはり見通しのなさとか、判断のミスが重なった結果だと私は考えておりますので、やはりそのことでは少なくとも私自身もちゃんとしたごみ行政がうまく、しかも、多額の費用をかけずに速やかにいくことを望んでおりますので、個人的な見解で言えば、今の計画ではなくて東大和市の国有地を使えば、少なくとも単純計算でも何十億の無駄な経費をつくらずに、かけずにつくれることもほぼ予測されますので、そうしたもともう一度この問題に関しては考えを直して、市側もできれば衛生組合側に、やはりこのままでは莫大な費用を市が負担することになる、3市にとってもマイナスであるということをごひ訴えてほしいと、そうした思いを込めて今回の陳情に関しては賛成はしかねるということを表明したいと思います。

○委員長（根岸聡彦君） ほかにございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 29第6号陳情（仮称）3市共同資源物処理施設に関する陳情に反対の立場で討論を行います。

将来にわたって安定したごみ処理を行うというのは、行政に課せられた当然の仕事だというふうに思いますが、この3市共同資源物処理施設に関しては、この処理施設をつくって焼却に回すごみ量を減少させると言いながら、その推計も極めて曖昧なものであるということをお初め、きちっとした合理的説明が行われていないというふうに考えています。

まず、第1に健康環境被害にかかわる問題で、本市議団として杉並に1回、寝屋川に2回視察にも行き、杉並はもう施設そのものはありませんけれども、寝屋川では1,000名規模で健康被害が見られるという実態も見えてきました。こういう施設があのような立地のもとで整備をされるということは、周辺住民の方々の理解を得るのは極めて困難だというふうに考えています。そういうもともと、そういう状況であるにもかかわらず、住民と向き合って初めからきちんと皆さんに説明をするという点でも、3市の市長の合意を覆して住民の説明を放棄して見切り発車をするという経過からいっても、このまま住民の皆さんが反対している中で、施設整備を強行するということは到底容認できないというふうに考えています。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

29第6号陳情（仮称）3市共同資源物処理施設に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（根岸聡彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（根岸聡彦君） 次に、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件を議題に供します。

事務局より朗読をお願いいたします。

○議会事務局次長（並木俊則君） 29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

○委員長（根岸聡彦君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと最初に、先ほどの陳情の際の質疑のときも、ちょっと私のほうがもしかして言い間違っていたかもしれないんですけども、3市で今進めているごみ焼却施設の、総量トン数を年間ってちょっと言い間違えたかのように一つ指摘されましたので、日量236トンということの訂正で、まずしたいと思います。

その上で、今回のこの陳情理由の中に、具体的に2のところですね、容リプラ、いわゆる軟質系の容リプラを衛生組合で現状では燃やしていると。新たに小平の軟質容リプラを資源化するためにのみ必要な施設と言えるというふうに書いてあります。このことが、ちょっともう一度確認させていただきたいんですけども、この小平で言っている軟質系の容リプラっていうのは、どこまでの範囲をそう言っているのか。

それとあと、今回衛生組合では、いわゆる硬質、例えばステレオデッキとか、プラスチックにいろんなものが金属も組み合わさったもの、そのものも燃やすと。砕いて、燃やすっていう方針になってますけれども、その辺の硬質っていう意味と、この軟質っていう意味のどの辺の違いっていうふうになっているのか、わかればちょっと教えていただきたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） まず軟質容器包装プラスチックの範囲といたしましては、具体的にはお菓子の個々に包んでいるあのビニールの軟らかい袋ですね、ああいうのが軟質と言われているものです。小平市で今度硬質と言っているものは、具体的にはシャンプーのボトルですとか、比較的同じ容器包装プラスチックでも厚手で硬いもの、それを硬質と呼んでおります。

また、衛生組合での処理という部分では、破碎をかけて焼却するというのはプラスチック製品になります。ですから、それは東大和市も同じでございますが、一般的に不燃ごみと言われるくくりの中で集める、例えばポリバケツですとか、そういったものはプラスチック製品というふうになりますんで、それについては衛生組合で破碎後、焼却というのが現在の処理です。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） この軟質系のプラスチック自身を燃やさないで、いろいろこの容器リサイクル法にのっとってリサイクルだということの意味合いについて、この間、ダイオキシン云々ということも以前は

——最近は言わなくなってますけれども、衛生組合でもそういうこともあるのでという発言が過去あったんですけど、その認識は今も変わらないのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） ダイオキシン類の話でございますが、現実問題、定期的な測定を衛生組合でしております。それは当然公表してるわけですが、数値としては当然出てはおります。ただ、国が示します環境基準、これに当然下回る形できちんと操業はされている。

それとあと、今委員のほうからお話があったダイオキシンが、そういう意味で出てはいます。ただ、基準は当然に下回っている形で適正に運転管理はされているというところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） この間、いろんな言い方が少し変わってきてはいるんですが、もともと容りのこのプラ、とりわけ軟質系、実際今燃やしちゃってるわけですけども、高温で、一定の温度を燃やせばダイオキシンがほとんど出ないという形で全部処理をしている。だけどもいろいろな問題で市民から、プラスチックを燃やすのはちょっと疑問があるという声も受けて、この間、そういう論議を過去はされてたんですけども、ただ新たに、今衛生組合のほうはいわゆる今硬質という言い方しましたけれども、プラ製品ですね。軟質とかそういうレベルとは全然違う、もっと産業用のプラスチックも砕いて燃やすということを明確に打ち出して、とにかく新しい焼却炉に関していえば、そういうことができるし、それが問題ないと言う方をしてます。そのことで、軟質系のことはわざわざリサイクルに回しますと言って、硬質系のほうはリサイクルしないで燃やすということに関して矛盾は感じませんか。

○環境部長（松本幹男君） 今の委員の、部分のお話ですが、これは私も聞いていて、当時、これは衛生組合の説明の仕方にもちょっと問題があるのかなと思うので再度申し上げますと、あくまでも軟質、硬質っていうふうに使っている言葉は、容器包装プラスチックっていうのが大前提になっております。ですから容器包装プラスチックのうちの軟らかいもの、硬いものっていう分け方で呼び名として使ってます。ですから、容器包装プラスチックはリサイクルをするという考えです。

今後新ごみ焼却施設になった場合というところで、プラスチック製品は破碎後、焼却をしていく。これは今の現在と同じ形で処理を行いますということに加えて、今後は不燃残渣、今埋め立てに回します。それについても新ごみ焼却施設では焼却したいというような形で説明をしており、今後その新ごみ焼却施設は熱回収を行いますという形になっております。ですから、どうしてもそのサーマルリサイクル、サーマルリカバリーという言葉のところで、多分衛生組合の回答と今の委員の疑問に思われているっていうところの質疑の、ちょっとかみ合っていない点がそこなのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 今回の、このもともと資源物共同処理施設といいますか、中間施設ですけども、リサイクルのための施設だという言い方をされてますけども、実際は、最終的にはこれはもうプラスチック業界の団体の業界紙がはつきりもう打ち出してますけども、ほとんどいわゆる世間一般が思っているようなリサイクルはされてない。例えば典型はペットボトルからペットボトルにはほとんどなってない、現状ですね。結局ペットボトルを砕いてほかの用途には使っているけども、実際のリサイクルにはなかなかならない。つまりそれはプラスチック自身が大変、本当に一般的に言われているだけで二百数十種類あって、ちょっとでもほかの種類が混じるとリサイクルにできないっていう、そういう特性があるから、ほぼ全世界でペットボトルが売られてても、なかなかペットボトルを再生して同じようにペットボトルでつくるっていう例もないぐらいの、な

かなか難しい技術問題があるのでこうなっているという中で、やはりそもそも、それを今のこの容リ法に基づくこの施設をリサイクル施設と呼べるのかっていう疑問は大変あります。

一方で、もっと、本当のプラスチックの硬いもの、それは碎いて燃やして残渣まで燃やすということになっているわけです。やっぱりその辺はすごい矛盾と申しますか、だったら最初から燃やしてもいいんじゃないかと。これはもう軟質系のプラスチック、いわゆる容リプラに基づくプラスチックも、もともとナフサという石油製品でも要らない部分だけにつくった、もともと石油製品の一種ですから燃やすには適している。しかもこれは当事者も御存じのように、すごい金額をかけて重油とか灯油ですね、石油を使ってごみ焼却するために燃やしているわけです、投入しているわけです。

逆に言うと、じゃあその辺の容リプラのものを、ペットボトルは別にしてもですよ、燃やしても結局はプラスになる。燃やすのに適しているわけですから。そういった矛盾もあるわけですが、ちょっと私は以前からちょっと疑問に思ってるんですけど、これ市に言ってもしょうがないかもしれませんが、この容リプラによってこれで分別されて、いわゆる仕分けされてまた容リ協会に持ってって、最後どういう処理されているというのは実際現地見学とかしたことがあるんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 答弁ちょっと長くなってもよろしいでしょうか。

今の委員の、お話の中で、ペットボトルは多分委員のほうでちょっと間違えたのかな、なんてちょっと思ったものですから、ペットボトルは単一素材なのでペットボトルは今ここでやった大手飲料メーカーさんが、ペットボトルからペットボトルへってということで、もう取り組みを始めておりますということ。

それとあと、容器包装プラスチックは燃やしちゃう、またはリサイクルするということで、私ども実は今の国の制度が結局は完全ではないんですけど、今の容器包装リサイクル法というのが、やっぱり製造事業者に一定の、費用負担を求めているという点がございまして。その一定の費用負担を製造事業者等はする。その拠出をいただいたお金をもとに再商品化を行っていくというのが、この容器包装リサイクル法の仕組みになっておりますので、だから完全だとは思っておりませんが、やはり収集から選別、圧縮、梱包までどうしてもこれが市町村負担に現状はなっておりますんで、完全だとは思っておりませんが、一部そういうところで製造事業者さんが、その自分たちの商品に用いたプラスチックの量に応じて、国等へ、一定のお金の拠出を行うっていう制度があるので、そういった意味からは積極的に燃やさなくてもいいんじゃないかというところの考えから来ています。

それで、あと最後に御質問いただきました、最終的なリサイクルされる過程の見学等については、私自身も数回、具体的に指定法人さんのところへお邪魔して見学はさせていただいたことがあります。また、職員のほうにも極力市民の方を連れて施設見学ができるかということで、具体的な見学は市民の方と一緒にさせていただければということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 最初ちょっと部長さん言ったとおりで、私も100%になってない、ペットボトルがペットボトルにされてないっていうんじゃないかと、一部はされているのは確かです、試みとして。ただ、それは本当に、かつて帝人がもうすごい金額かけて取り組んだけれども失敗に終わってとか、いろんな挫折のもう歴史ですよ。で、一般の方は、市民の方はペットボトルを集めて回収して単一素材だからといって、またペットボトルができていると大きな勘違いをしている。その勘違いっていうのは、じゃあ、ペットボトルを今一部企業が取り組み始めてますけれど、それは何%ぐらいとか数字もわかりますか。

○環境部長（松本幹男君） 具体的なパーセンテージはちょっと済みません、持ち合わせてないんですが、今ペットボトルからペットボトルへという取り組みは、具体的に東大和市内でも大手スーパーさんが自社のポイントをつけて自動回収機を設置していると思うんですね。ああいった形で回収されたものについては、最終的に回収後のものは大手飲料メーカーへ行って、それで一部それを原料にまたペットボトルにするという取り組みは現在行われているという点で、先ほど申し上げたところです。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 一応、その恐らく、それが、ちょっと数字的に、私がいろいろ資料を見ても、トン数からいうと本当に1%、2%とかそういう類いにしかならないんじゃないかっていうレベルなんですけれども、そういう点をちょっとお聞きしたかったんです。

○環境部長（松本幹男君） 済みません、数字のほうは持ってないということであれなんです、ただ1点、私も言葉が足りなかったのが、ただそういった形でペットボトルからペットボトルがどの割合かでされている。でも一方では委員がおっしゃるように、化繊として繊維の材料としてなっている。ただ、いずれにしても、いずれは廃棄物になるというところは、そこは現状の中で起こり得るということは私どもも認識しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 要は私が言いたかったのは、結局、プラ製品の中でも一番の優等生と言われるペットボトルでさえ、なかなかそういう正常な形、いわゆる皆さんがイメージしているようなリサイクルはできてない現状を、やはりもっと知るべきではないかと。それだけ、日本だけペットボトルつくっているわけじゃないです。全世界でペットボトルはつくってます。だけれども、世界的にも、はっきり言ってみればバージンでつくったほうが安上がりで、それを同じペットボトルからペットボトルにしようとする莫大な費用がかかってしまうって矛盾から、結局なかなかそうならない現状があります。

逆に言うと、今、容り法に基づいたこの行為も、リサイクルってということが目的化されて、いわゆる経費のこととか、肝心の費用負担のことを本当に度外視した面が多々あります。なので、だからこそやはりもう一度ごみ行政を見直さないと、ただでさえ各市が、自治体が、予算に困ってて、本当にどうしようか。これは、うちの市だって職員には1,000円単位で、100円単位で、言ってみれば節約しろと言っていながら、下手すると何十億円っていう無駄を負う可能性が大変高いので、そういうことをちょっと質問させていただきました。

以上です。

○委員（関田正民君） 幾つか質問させてもらいます。

陳情理由には3点挙げられてますが、これは都市計画決定の手続を中止することができるのかどうか、お聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、私のほうから陳情理由の1番ですね、地域住民の理解について、まずお話しします。

都市計画法に定める都市施設でございますけれど、今回のようなごみ処理施設のほかに道路、公園、下水道、市場、屠畜場、火葬場など、都市にとって不可欠な極めて公共性の高い施設でございます、また多くの市民の方々や都市政策に多大な影響を及ぼす、そういった都市施設でございます。

都市計画決定の可否は、都市計画法の第1条に規定されました法の目的でございます公共の福祉の増進への寄与、それから法の基本理念でございます健康で文化的な都市生活の確保の点から判断すべきでございます。都市計画手続に当たりましては、住民の皆様の理解に努めることは必要でございますけれど、仮に100%に近

い住民の理解がいただけないと、都市計画決定手続を中止しなければならないとした場合、これらの都市施設が設置できず、その結果、公共の福祉の増進に反するということになります。したがって、都市計画法の趣旨からは、100%に近い理解を得られないことをもって、都市計画決定手続、そのものを中止するというにはならないというふうに考えてます。

なお、都市計画法には、都市施設の都市計画決定に際しまして、住民の同意を必要とする、そういった規定はございません。

それからあと、陳情理由の3点目についてお答えさせていただきます。

こちらは衛生組合の事業の進め方についてのお話でございます。衛生組合は、都市計画決定した後に、本件の施設を設置する事業の予定者ということになっております。陳情理由の3には、施設建設費などのコストの件、それから太陽光パネル、衛生組合の議会のことなどが言及されておりますけれど、それらの事業予定者の事業の進め方については、都市計画決定とは関連はないというふうに考えてます。

以上です。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 陳情理由2につきまして、必要性について御説明させていただきます。

施設建設が必要ないとする方の主な考え方はということで、先ほども御答弁させていただきましたが、大きく2つあり、一つは現状、民間委託ができていることから委託を続けるべきということ。また、もう一つにつきましては、ごみ焼却施設の更新に合わせて焼却するべきとするものでございます。

しかし、いずれにつきましても課題があり、民間委託につきましては、東大和市内に対応できる民間事業者がいなかったことから、市外への搬出になります。そのため相手方の自治体の理解を得ることが必須となります。当市では昨年度協議をさせていただいた自治体からお断りを受けているということで、先ほど副市長からも御答弁させていただきましたが、武蔵村山市さんへ相談したところ、御協力をいただき、現在民間委託ができておりますが、これにつきましても期限があり、その他多摩地区内で対応できる民間事業者には限りがございます。

また、ごみ焼却施設の更新と合わせて焼却に切りかえることにつきましても、組織市3市の容器包装プラスチックを小平市中島町へ搬入することは、現在よりも搬入車両台数がふえること、更新するごみ施設の受け入れ容量を大きくすることができないなど、困難となっております。

なお、ごみ焼却施設の更新期間中、他の清掃工場へごみ処理支援の依頼を行うことになります。広域支援体制実施要綱では市町村の責務として、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの区分はもとより、資源化、有効利用等積極的にいき、ごみの減量化に努めなければならないとされていることから、容器包装プラスチックを全量可燃ごみとすることは、広域支援において影響が生じます。

以上のことから、陳情理由の3点については、都市計画手続を中止する理由には当たりません。施設建設が必要なものであり、陳情理由1から3の全てにおいて問題はなく、都市計画の手続につきましても、何ら問題がないことから、行政間の信頼関係を崩さぬよう、今後の安定したごみ処理を確保する上においても、事務を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 陳情理由は陳情趣旨にそぐわないということがよく今わかりました。しかし、現在民間委託しているペットボトルと容器プラスチック、この民間委託の将来について多少の心配がありますが、どのようなになっているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ペットボトルと容器包装プラスチックの民間委託につきましては、現在先ほども申し上げましたとおり、武蔵村山市の事業者へ搬入させていただいております。そのことから毎年武蔵村山市との間で事前の協議をさせていただき、御理解をいただき搬入が可能になっている状況でございます。

しかし、今後の見通しにつきましては、武蔵村山市から市内への搬入は平成31年3月までにしてほしいと、そのような形で言われておりますことから、平成31年4月以降につきましては、現在のところ民間委託の見通しが立たない状況にあります。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 現実としては非常に31年4月という、4月以降非常に厳しくなる、状況になるんじゃないか、これは明らかに先が見えていると思っております。

そこで、一般質問において民間委託が妥当であるか、また妥当であることやグランドメゾンなどのマンション移住者が、民間委託が可能であると言っていますが、民間委託の可能性について、再度市の考えを聞かせていただければと思っております。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 一般廃棄物の処理は自治体に処理責任があることから、自治体のみずから施設を設置、運営していくことが前提となります。したがって、みずから設置、運営ができない場合は民間委託が考えられます。民間委託の場合、他市へ一般廃棄物を搬入するため、相手方の自治体と事前の協議が必要であり、相手方の御理解のもと、委託で処理することが可能になります。

また、武蔵村山市さんから平成31年4月以降は難しい旨回答をいただいていることから、また組織市間との信頼関係が失われる場合、武蔵村山市さん以外の民間委託も相手方自治体の協力を得ることは難しいと考えております。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 非常に本当に現実には厳しいものであります。そんなことで、ほかには市議会において、都市計画決定の手続を中止する権限があるのかなのか。

○都市計画課長（神山 尚君） 地方自治法の第96条に、議会が議決しなければならない事項が規定されておりますけれど、その中に都市計画決定は含まれておりません。

また、都市計画決定の手続につきましては、都市計画法の第15条から第28条に規定されておりますけれど、これらの条文において、議会の直接の関与というものは規定されてございません。

なお、市町村の都市計画の決定において、都市計画法の第19条第1項に、市町村は市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとされておりますけれど、市町村都市計画審議会を組織する委員については、市町村の議会の議員を市町村長が任命することが規定されておまして、東大和市の都市計画審議会条例におきましては、委員12人以内のうち3人以内が市議会の議員とされておまして、現在3名の方が任命されているという状況です。

以上です。

○委員（関田正民君） よくわかりました。しかし、市議会に都市計画決定の手続を中止する直接の権限がないかというのは、説明でわかりました。

しかし、本陳情が、仮に採択された場合、都市計画手続は中止になるのかどうか。それともまたそれは関係ないのかどうか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○都市建設部長（直井 亨君） 本件都市計画につきましては、本日の市報で9月の20日から都市計画法第17条

の都市計画の案の重要な手続に入ること。また、今月末に説明会を行うこととお知らせさせていただきました。その後の都市計画手続といたしましては、意見書をまとめた上で都市計画審議会の議を経た上で都市計画決定が予定されるところでございます。都市計画決定権者である市長は、仮に本陳情が採択された場合、議会の意向として、これを尊重しなければならない立場にございますが、都市計画決定手続を中止するか否かは、あくまでも市長判断でございまして、議会の意向に拘束されるものではございません。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 安心をいたしました。それで、数日前、協議会の会長名で、決議された議決書というものは、各市議会議員に送付されているが、協議会の持つ意味は何なんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 桜が丘で毎月1度、定期的に開催しておりますこちらの協議会につきましては、3市と小平・村山・大和衛生組合、この4者が、共同設置を予定しております（仮称）3市共同資源物処理施設、こちらの建設に関しまして地域住民の方と、良好な環境の維持向上、また、施設の安全の確保を図ることを前提としまして、数々議論を重ねていきたいということで設けさせていただいている会でございます。

今御質問にありました議決書につきましては、東大和としても小平・村山・大和衛生組合のほうへ確認をさせていただいております。そもそもこの協議会で物事を決議するという場にはなっていないという確認と、あとは、その過去の会議において、そのような決議がされた、その取り扱いの認識についてもあわせて確認したところ、あくまでも今月、9月9日の協議会において、今回会長名でいただいているわけですが、会長御自身が、御自身のほうからあくまでも物事の決議をとる場ではないので、あくまでも今いる参加者がどのような思いでいるのかの意思表示を、確認したという、いわゆるアンケート的なものであるというようなことで、今月の協議会のほうは終えているところでございます。

以上です。

○委員（関田正民君） そういうことであるなら、別に私は問題にする気はありません。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑ございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 陳情の趣旨は都市計画決定の手続を中止してくださいっていうことですが、この間の都市計画手続がどのように行われきて、現状がどういうところに来ているのか。それから、今後どのように進められる予定なのか、改めて伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画の手続についてでございますけれど、まずは平成28年11月に、衛生組合のほうから都市計画決定の依頼がございました。その後、市のほうではまちづくり条例の規定に基づきまして、住民の皆様との懇談会というのを2回ほど開催しております。その懇談会2回を受けまして、市のほうでは都市計画の原案というものを作成いたしております。その都市計画の原案につきまして、7月に説明会、それから縦覧、それから意見書の提出というものを受けました。

いただいた意見書につきましては、市の見解を付しまして、都市計画審議会に報告し、それからホームページでも公表したところでございます。いただいた意見書につきまして、特に都市計画に必要となることが認められませんでしたので、8月に、都市計画案を作成しております。この都市計画案につきまして、本日発行の市報でもお知らせしておりますが、今月の下旬に、説明会、それから縦覧、意見書の提出というものをを行います。その後、今の予定ですと11月ごろ、都市計画審議会を再度開催いたしまして、そちらのほうで諮問するっというような予定にはなっております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 諮問をして答申はいつごろもらうっていう予定なんですか。

○都市計画課長（神山 尚君） この件につきましては、昨年11月に都市計画審議会に第1回目では報告いたしましてから、6回ほど既に都市計画審議会に報告しております。審議会の皆様には詳しい丁寧な説明を重ねてきたつもりでございます。都市計画の手續としましては、案ができた段階、縦覧、公告、意見書を受けた段階で都市計画に諮問するという事になっておりまして、私どもといたしましては、11月ごろ諮問させていただいて、その場でできれば答申を得ればというふうに思ってます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 都市計画案作成の前の段階で、東京都との協議っていうのが行われていると思いますけれども、この協議の中で東京都から指摘された点等あれば教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都への協議につきましては、現在協議中でございます。回答のほうはいただいておりますので、今の指摘というものは今現在では把握しておりません。

以上です。

○委員（尾崎利一君） ちょっとそこら辺の関係をちょっと教えてほしいんですけども、都市計画案はつくって公告、縦覧、意見書受け付け、説明会を開催すると。で、11月ぐらいに都市計画審議会に都市計画案を諮問して、できれば即日その日のうちに答申をもらいたいとなっていると。すると東京都の協議はどの段階で一定調うなり何なりっていうことになるんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都との協議でございますけれど、私どもが思っておりますのは、今月中ぐらいに、東京都の結論が得られればというふうに思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） この間、ずっとこの計画案の前の段階から協議をしていると思いますので、その協議の中で東京都から言われているようなことがあれば教えていただきたい。結論的なことではなくて、言われていることがあれば教えていただきたいということと、それから、この陳情では都市計画手續の中止を求めているふうになっているわけですが、手續を中止するっていうことは、この段階でいえば、都市計画審議会への諮問を取りやめるっていうことをもって、都市計画決定手續を中止するということになるのか。その中止っていうことがどういうことを意味するのかっていう、その意味っていうか内容ですね、について教えていただきたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 1点目の、東京都からの指摘等についてのお話でございますが、比較的施設を設置するという事もありますんで、私どものほうで東京都の職員と話をしたというのはございます。その中で東京都さんからいただいているお言葉というのは、基本的に自治体に処理責任があるというものでございますので、ごみ処理施設の設置につきましては、その設置の位置ですとか、そういう用途。また、その私どもが持っています一般廃棄物処理基本計画、都市マスタープラン、市の。そういったものの計画の整合性がとれていればということと言われております。

ただ、1点だけ、これ2年前ぐらいになるかなとは思いますが、東京都のほうへお願いが出ております。なので、その請願の関係もありますので、事業者と一緒に東大和市もその周辺住民の方の理解が得られるような、そこについてはきちんと努めてほしいということのお話はいただいております。

以上です。

○都市計画課長（神山 尚君） 今中止のお話ありましたが、仮に市長が諮問をしなければ都市計画審議会へ付議したことはありませんので、そういう意味では、そこではとりあえずとまるということにはなるかと思えます。

○委員（尾崎利一君） 2年前ですか、請願が出たこととの関係で。住民の理解を得て、得られるように努めてほしいということで指摘もあったということですが、この点で住民の皆さんの理解は得られているというふうに考えているのかどうか伺います。

○環境部長（松本幹男君） その現状の認識ということの御質問でよろしいのでしょうか。現状の認識としては、一定の方はそんなに歓迎していただけるような施設ではないというふうには思っております。ただ、一方ではやはり容器包装プラスチック製品がふえている今の現状の中で、排出しない方法を選ぶことが難しいので、施設の建設はいたし方ないと思っている方もいると思います。ただ、その反面では、今協議会を開催させていただく中では、やはりまだなかなか御理解に至っていないという方がいらっしゃることも含めて、その辺は認識はしております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は、連絡協議会ですか、開催をされていて、それでここへ来て、この8月9月あたりに来て、幾つかの自治会が住民の皆さんの意向を確認したところ、先ほど出ていた緊急動議、直ちに一旦停止をして総合的計画の見直しを実行することということを含んでいる緊急動議の趣旨に賛成だっている、これ住民の皆さんに意向を聞いてきたと。その結果、賛成が多いという報告をされた管理組合、自治会が2つかな、私の記憶では、この2回のところで2つか3つ、そういうことが発表されました。ですから、私は住民の理解は進んでいるのではなくて、逆にやっぱり困るなという意向を明確に表明するところがふえているのではないのかなというふうに感じているわけですが、その点について再度認識を伺います。

○環境部長（松本幹男君） 私どもの認識といたしましては、平成25年の2月から3月にかけて2品目に変えた中で建設をさせていただきたいという説明会を開催した当時と比べますと、かなりそこについては進んでいるというふうに市は考えております。

ただ、今委員からお話がありましたようにね、やはり一つの団体でもなかなか理解ができないということに関しては、そこは私どももいつでも足を運んできちんと話をしていくという、そういうことは今後も続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 1点だけ伺いたいんですけども、陳情理由の2で確定している部分のみで年間約2,000万円の増って、コスト増ということが示されてますけれども、そのこの2,000万円の増となる詳細ですか、それを伺うのと、それと3市共同資源物処理施設の建設が進まなくて、一部事務組合との、その解消となってしまう場合の想定される影響額ですか、当市の。このコスト増を含めてですね、そのコスト増と比較してどの程度の増額になるのかも伺わせていただきます。

○環境部長（松本幹男君） 陳情理由の2に記載のございます2,000万円という数字のコスト内訳でございますが、恐らくこれ平成28年度まで当市が暫定リサイクル施設を設置して運営してきた、そのときの経費と今年度現在の処理状況の差で2,000万円ふえていることを指していると思われま。

内訳といたしましては、大きく5点ございます。1つは資源物等選別作業委託料、これシルバー人材センターへの委託なんです、789万円です。2点目として、剪定枝を扱っていた関係の作業委託料、これが、202

万2,000円。3点目が、不用食器等の選別作業委託料、こちらが234万6,000円。4点目といたしまして、生ごみ堆肥化作業委託料、こちらが196万6,000円。最後でございますが、5点目といたしまして、資源物等選別作業倉庫使用料、こちらが、526万2,000円で、合計で、1,948万6,000円となっているものでございます。

それとあと2点目の、万が一、一部事務組合が解散となった場合のこの影響額でございますが、なかなか、見込みづらいというのがございまして、これ先ほどの陳情の審議の際とちょっとかぶってしまうんですが、最低限今算定できる、計算できるものにつきましては、当市の可燃ごみ量の28年度実績を見たときに、可燃ごみだけ協力いただける清掃工場があった場合だけでも7億円は超えてしまうという部分です。ですからそれ以外に不燃ごみ、粗大ごみ、それらを考えただけでもやはり8億円から9億円という数字はどうしても出てしまうのではないかとこのふうには考えております。ですから、現在の衛生組合へのおよそ3億6,000万円ほどの分担金、こちらが3倍には最低でもいってしまうのではないかとこのところの見込み値ぐらいしか、済みません、持ち合わせてないところですが、以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとね、1点だけちょっと、先ほどの質疑の中でちょっと気になることで確認させていただきたいんですけど、やはり自区内処理の原則っていうことですが、これは法的な根拠とか条例上で具体的なものがあるんですか。

○環境部長（松本幹男君） 自区内処理という言葉自体、今委員からお話ございましたように、法的なところで明確な位置づけ、または条文上に明確な自区内処理という言葉はございません。これはかつての、23区内で起きたごみ戦争、こちらのことを教訓にという部分で、概念的なものとして、自区内処理というものが出ております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 衛生組合の視察で、いろいろ伺いますと、可燃は当然焼却で燃やしてますけれども、不燃とか、それこそプラスチック類などは、例えばせんだって行った千葉県の施設でも、秋田のほうに言ってみれば処理してもらっているとか、いろいろ例が。大体多岐にわたっている実態があるので、ですから、やはり先ほど来の答弁だと、もうね、さも武蔵村山市さんがなくなっちゃったら、その行き場がないみたいなことですが、これはいろんなやり方があるんじゃないかということだけ、ちょっと申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（荒幡伸一君） 私も地域連絡協議会を傍聴させていただきましたけども、地域住民の皆様にはわかりやすく丁寧な説明がなされていないというふうに感じました。また、地域住民の理解が得られていないまま進められるべきではないというふうに考えるものでございます。この29第7号陳情の陳情者には700名以上の署名があります。この一部の地域住民だけが反対をしているわけではないというふうに考えます。以上を考えますと、この陳情には賛成をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（中野志乃夫君） 今回の29第7号陳情に関して、賛成の立場で討論いたします。

基本的に、今回のこのいわゆる資源物中間処理施設に関していいますと、東大和市は確かにいろいろ、私も努力はされている、一生懸命頑張っているいろいろ、何とかしようとしてきたのはわかります。しかもこのこと自体が前の市長がいろいろ、言ってみれば議会に諮らず勝手な行動をしたことによっていろいろ不信感を招く、そういったことを受けて今の市政にとっても大変問題になって苦慮しているのはよくわかっております。

ただ、今回の、一連のこの問題に関する衛生組合のやり方とか、やはりその態度ですね、これは本当に住民からすれば甚だ不愉快なといいますか、本当に住民のことを考えてないという対応が多々見られております。で、実際の衛生組合の運営の中においても、きちんとした質疑に答えない、質問に答えない、数字を出さない、結局そういったことで不信感を増していることは明らかでありますから、やはりこの問題はもう一度原点に戻って、やはりもう一度見直すべきだろうと思っておりますし、極めてやはり衛生組合、自身の役割、その果たしている問題は大きい。その観点から、やはり今回の陳情に関しては当然賛成の立場ですけれども、あわせて衛生組合に、これは市も本当にきちっとやはり以前の問題は以前の問題として、それはあるとしても、やはり基本的な原則、言うべきことはきちっと言って、もう一度原点に戻った処理を行うよう求めてほしいと思います。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

先ほど前の陳情のときにも言いましたけれども、健康環境被害にかかわる周辺住民の方々の懸念には道理があるというふうには私は考えています。やはり議会が、市は市政を運営する立場で判断をしていろいろ事業を推進されるということでしょうけれども、議会はやはり住民の立場でこうした行政のあり方をチェックするという責任があると思います。

それで、先ほど言いましたように寝屋川にも行って、寝屋川では11の化学物質については基準以下だということになっていますが、この施設周辺の空気とそこから離れたところの空気とで特定できない物質、未知の化学物質が2倍にも達しているという状況がある。それから、空気は拡散するんじゃないか、薄まるんじゃないかっていうふうには一般的には思われるわけですが、この寝屋川のところでは拡散しないで地表に沿って住宅地にこの周辺の空気はい上っているということも、住民の調査でわかっています。それでシックハウス症候群のような症状が1,000名規模で発生するという事態になっています。

この寝屋川は、行かれた方は御存じだと思いますけれども、その施設のすぐ周辺にたくさん住宅地があるというところではないんですね。この東大和市の用地はより住宅地が近隣にたくさんあるという状況なわけです。こういう立地を考えれば、周辺住民の方々がこれらの問題に懸念を持つということは当然ですし、しかも市も、

それから衛生組合も今後この施設で行うと言っている活性炭フィルターと光触媒、これをもってこの健康環境被害は絶対になくせるということは説明していませんし、説明できないわけですね。未知の化学物質が2倍も存在するっていう状況があるわけですから。そういうことを考えれば、住民に道理がある。

それから、そういう状況のもとだからこそ、本当に市民の皆さん、住民の皆さんに説明を尽くさなくちゃいけないっていう立場ですけども、これは先ほどの討論でも言いましたけれども、住民に本当のことをきちんと早い時期から説明せずに、説明をしたと思ったら2カ月8回で、その立場を捨てて住民の理解は得られていないけれども、必要だからやるよという宣言を行ってしまうという、こうした行政の進め方を見ていけば、当然議会として、これはチェックをし、待ったをかけるべきだというふうに考えています。したがって、この陳情に賛成するものです。

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（根岸聡彦君） 起立多数。

よって、本件を採択と決めます。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時39分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（根岸聡彦君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査、行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。よって、会議規則第96条の規定

に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（根岸聡彦君） これをもって、平成29年第6回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 2時41分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 根 岸 聡 彦